

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第58条 計装設備

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-8	58-11	使用済燃料ピットカメラ空冷装置は可搬型設備であるため、常設の重大事故等対処設備により計測されるパラメータの記載を修正した。（下線部参照） （旧）・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。） （新）・使用済燃料ピット監視カメラ	
2	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-8	58-15	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）の数量について、3個を1セットとして使用することから、以下の表現に修正した。（下線部参照） （旧）可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）は、3個使用する。 （新）可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）は、 <u>1セット3個</u> 使用する。（伊方と同様）	
3	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-13	58-24	泊3号炉の第2段落の文章の以下の箇所に「,」を追加した。（下線部参照） （旧） 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットに使用する計装ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより設置場所でも確実に接続できる設計とする。 （新） 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットに使用する計装ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、 <u>設置場所でも確実に接続できる設計とする。</u>	
4	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-15	58-28	以下の表番号を修正した。（下線部参照） （旧）また、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを第6.4.4表に示す。 （新）また、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを第6.4.5表に示す。	
5	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-19, 20, 23~26, 28	58-33, 34, 41~44, 46	第6.4.1表及び第6.4.3表における「m ³ 」等の指数部のサイズを適正化した。	
6	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-23~24	58-41~42	■第6.4.3表における把握能力欄の以下の記載表現を修正し、有効性評価における表現と統一を図った。（下線部参照） （旧） 1次系最高使用温度(343℃)及び炉心損傷の判断基準である350℃を超える温度を監視可能。 1次系最高使用圧力(17.16MPa [gage])の1.2倍(事故時の判断基準)である20.59MPa [gage]を監視可能。 （新） 1次冷却系最高使用温度(343℃)及び炉心損傷の判断基準である350℃を超える温度を監視可能。 1次冷却系最高使用圧力(17.16MPa [gage])の1.2倍(事故時の判断基準)である20.59MPa [gage]を監視可能。 ■同表中の分類「⑦原子炉格納容器内の圧力」における重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータである「格納容器圧力(AM用)」の計測範囲の記載表現を適正化。（下線部参照） （旧）0~1MPa （新）0~1.0MPa	
7	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-23~46	58-41~69	第6.4.3表及び第6.4.4表のタイトルの記載を修正した。 （旧） 第6.4.3表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（1/6） 第6.4.4表 代替パラメータによる主要パラメータの推定（1/18） （新） 第6.4.3表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（ <u>1/6</u> ） 第6.4.4表 代替パラメータによる主要パラメータの推定（ <u>1/18</u> ） （以降、第6.4.3表については（6/6）まで、第6.4.4表については（18/18）まで同様。）	
8	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-45	58-68	第6.4.4表中の分類「使用済燃料ピットの監視」における主要パラメータ「使用済燃料ピット可搬型エアモニタ」の代替パラメータ推定方法欄の記載表現を女川実績を反映し適正化した。（下線部参照） （旧） ③使用済燃料ピット可搬型エアモニタの監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット水位（AM用）による放射線量率と水位の関係や使用済燃料ピット監視カメラによる傾向監視により使用済燃料ピットの状態を推定する。 （新） ③使用済燃料ピット可搬型エアモニタの監視が不可能となった場合は、使用済燃料ピット水位（AM用）にて水位を計測した後、 <u>水位と放射線量率の関係や使用済燃料ピット監視カメラによる傾向監視により使用済燃料ピットの状態を推定する。</u>	
9	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-40	58-63	第6.4.4表中の分類「最終ヒートシンクの確保」における主要パラメータ「主蒸気ライン圧力」の代替パラメータ推定方法欄の記載表現を修正し、有効性評価における表現と統一を図った。（下線部参照） （旧） ②主蒸気ライン圧力の監視が不可能となった場合は、1次冷却系が満水状態で蒸気発生器2次側が飽和状態であれば、… （新） ②主蒸気ライン圧力の監視が不可能となった場合は、1次冷却系が満水状態で蒸気発生器2次側が飽和状態であれば、…	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	58-49, 50	58-73, 74	第6.4.3図の計器の計装設備（重大事故等対処設備）系統概要図のうち(2)及び(3)について、女川実績を反映しカラーから白黒の図に修正した。	
11	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	—	とりまとめた資料-1	<p>1. の参照する比較表ページを修正した。また、比較表ページの表現を「p58-〇〇」に統一した。（下線部参照）</p> <p>(旧)</p> <p>1-1)b.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを重大事故等対処設備に位置付けた。 【比較表p2, 9, 10, 12, 17, 18, 19, 20, 23, 24, 29, 30, 70】 <p>1-2)b.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力1.15 まとめ資料で1.11 及び 1.12 のパラメータも抽出対象としたことに伴い、本条文でも使用済燃料ピット関連パラメータを追加した。 【比較表p4, 11, 12, 14, 15, 20, 21, 24, 27, 28, 37, 39, 47, 68, 69, 71】 ・重要監視パラメータと重要代替監視パラメータの計測装置間を電氣的に分離する方法（ヒューズ、アイソレータ等による分離）を追記した。【比較表p10】 ・第6.4.2 図（交流/直流の単線結線図）を交流及び直流の単線結線図に書き分けた。【比較表p72, 73】 ・第6.4.4 図（パラメータ記録時に使用する設備の系統概要図）を追加した。【比較表p74】 <p>1-2)d.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から第6.4.4 表で重要代替監視パラメータに位置付けていた原子炉格納容器内水素処理装置温度及び格納容器水素イグナイト温度を本文側にも反映した。【比較表p11, 17, 24, 33, 44, 71】 ・記録に係る重大事故等対処設備であるデータ収集計算機及びデータ表示端末は、第61 条及び第62 条まとめ資料内の表現と整合を図るため、設備名称をデータ伝送設備（発電所内）とした。【比較表p30, 37】 <p>(新)</p> <p>1-1)b.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを重大事故等対処設備に位置付けた。 【比較表p58-2, 8, 9, 11, 16, 17, 18, 19, 22, 23, 28, 29, 70】 <p>1-2)b.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力1.15 まとめ資料で1.11 及び 1.12 のパラメータも抽出対象としたことに伴い、本条文でも使用済燃料ピット関連パラメータを追加した。 【比較表p58-3, 9, 10, 11, 13, 14, 19, 20, 23, 26, 27, 36, 38, 46, 68, 69, 71】 ・重要監視パラメータと重要代替監視パラメータの計測装置間を電氣的に分離する方法（ヒューズ、アイソレータ等による分離）を追記した。【比較表p58-9】 ・第6.4.2 図（交流/直流の単線結線図）を交流及び直流の単線結線図に書き分けた。【比較表p58-73, 74】 ・第6.4.4 図（パラメータ記録時に使用する設備の系統概要図）を追加した。【比較表p58-75】 <p>1-2)d.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から第6.4.4 表で重要代替監視パラメータに位置付けていた原子炉格納容器内水素処理装置温度及び格納容器水素イグナイト温度を本文側にも反映した。【比較表p58-10, 16, 23, 32, 33, 43, 71】 ・記録に係る重大事故等対処設備であるデータ収集計算機及びデータ表示端末は、第61 条及び第62 条まとめ資料内の表現と整合を図るため、設備名称をデータ伝送設備（発電所内）とした。【比較表p58-6, 9, 11, 20, 21, 24, 29, 36, 75】 	
12	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	—	とりまとめた資料-2 ~5	表タイトル（ヘッダー部）の誤記修正。（下線部参照） (旧) 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表 (新) 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表	
13	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	—	58-4	相違理由の以下の記載について修正した。（下線部参照） (旧) ・女川では所内常設蓄電式直流電源設備による給電が出来ない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備しており、これら電源による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能。 (新) ・女川では所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備しており、これら電源による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能。	
14	泊発電所3号炉「設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）」 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.5.0）	—	58-4	相違理由の以下の箇所について修正した。（下線部参照） (旧) 可搬型直流代替電源設備（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）による給電により対応する。 (新) 可搬型代替直流電源設備（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）による給電により対応する。	